

島本町告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9・10年度において島本町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造・役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次の1のとおり定めた。資格要件を満たす者で競争入札に参加しようとするものは、次の1から7に定めるところにより町に申請し、有資格業者名簿に登録されなければならない。

令和8年7月1日

島本町長 山田 紘平



記

1 資格要件

(1) 建設工事

島本町が発注する建設工事の入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。

ア 契約を締結する能力を有しない者（以下の(ア)から(エ)）

(ア) 成年被後見人

(イ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ウ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ていない被補助人

(エ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）の中の重要事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

オ 建設業法に基づく許可を受けていない者

カ 経営に関する事項の審査を受けていない者

掲示番号	150 号
掲示日	令和8・7・1

キ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していない者（ただし、各保険については、法令で適用が除外されている場合を除く。）

ク 経営状況が著しく不健全であると認められる者

ケ 島本町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者

(2) 測量・建設コンサルタント等

島本町が発注する測量・建設コンサルタント等の入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。

ア 契約を締結する能力を有しない者（以下の(ア)から(エ)）

(ア) 成年被後見人

(イ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ウ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ていない被補助人

(エ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）の中の重要事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

オ 当該業務の営業に関し、必要な登録を受けていない者

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 島本町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者

(3) 物品製造・役務の提供等

島本町が発注する物品製造・役務の提供等の入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。

ア 契約を締結する能力を有しない者（以下の(ア)から(エ)）

(ア) 成年被後見人

(イ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ウ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ていない被補助人

- (エ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- エ 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）の中の重要事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- オ 当該業務の営業に関し、必要な登録を受けていない者
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 島本町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者

2 提出期間

令和8年8月1日（土）から令和8年8月31日（月）まで

※令和8年8月31日（月）までの消印有効

3 申請の方法

次の(1)から(3)の各要項に定める提出書類を提出することとする。

- (1) 令和9・10年度島本町建設工事入札参加資格審査申請書提出要項
- (2) 令和9・10年度島本町測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書提出要項
- (3) 令和9・10年度島本町物品製造・役務の提供等入札参加資格審査申請書提出要項

4 申請書類の入手方法

島本町ホームページ (<https://www.town.shimamoto.lg.jp>) からダウンロードする。

5 提出方法

郵送のみ。

6 提出先

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 総務部財政課 契約検査担当

TEL 075-962-5412（直通）

7 提出部数

1部 (A4 フラットファイル綴)